

議案参考資料

[平成 29 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

人事課 人事担当

議案名

議案第 72 号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 給料月額改定 [平成 29 年 4 月 1 日から適用]
給料表の給料月額を平均 0.2%引き上げます。
- 2 勤勉手当支給月数の改定 [平成 29 年 12 月 1 日から適用]
勤勉手当の支給月数を 0.1 月引き上げます。
(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.3 月⇒4.4 月)

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国においては、平成 29 年 8 月 8 日に人事院勧告が行われ、これを完全実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第 195 回国会(特別会)に提出され、平成 29 年 12 月 8 日に成立しました。